平成２４年（フ）第１４０１号
愛知県小牧市大字二重堀1569番地
債務者　長谷川昌城
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５２号
神戸市北区広陵町１丁目162番地の１―504号
債務者　林　　忠弘
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３９号
神戸市東灘区田中町５―３―23―1207酒井方、住民票上の住所神戸市垂水区桃山台６丁目10番地の９
債務者　牧野　伸子（旧姓松並）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１号
神奈川県横須賀市長沢４丁目15番４号
債務者　齊藤　順子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７６号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3167番地７
上宮田プラザ２Ｆ
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８４号
神奈川県横須賀市森崎２丁目３番13号　コートハイツ102
債務者　宮下　園江
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２５号
青森市自由ケ丘２丁目12番地22　アーバンホームズ第８自由ケ丘102号
債務者　田中　大成
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
青森市自由ケ丘２丁目12番地22　アーバンホームズ第８自由ケ丘102号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
青森県むつ市大畑町上野66番地９
債務者　新井田志津
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
青森市卸町８番３号
債務者　小笠原康子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
青森市港町２丁目10番50号　シーサイドタウン205号
債務者　郡場真理子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
青森県むつ市大湊上町39番29号　市営住宅大湊上町団地
債務者　吉井てい子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８７号
名古屋市熱田区花町９番３号
債務者　阪野　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６７号
岡山市北区弓之町10番２号
債務者　最相　由香
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１８号
岡山市南区富浜町４―８マリート富浜２号館305号、住民票上の住所岡山県笠岡市笠岡2264番地14
債務者　河田　真弘
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４号
大分県豊後大野市三重町松尾1197番地、住民票上の住所大分県豊後大野市三重町奥畑1517番地
債務者　菊池　真内
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前11時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第４９号
大分県中津市大字永添1150番地２
債務者　江口　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月12日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係